

認証評価制度の見直しに伴う細目省令等の改正の方向性（案）

I. 改正の趣旨

- 認証評価制度については、平成 16 年度より制度化され、各大学（機関）は 7 年ごとに受審することが義務づけられており、平成 23 年度以降は 2 巡目の評価が行われている。
- 現在の認証評価制度に対しては、外形的な基準の法令適合性などの最低基準の確認にとどまっているとの指摘もあり、教育研究活動の状況や教育研究の成果等を重視した評価が求められている。
- また、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成 24 年 8 月 28 日中央教育審議会答申）においても、認証評価における学修成果の重視について提言されている。
- このため、学修成果に関する評価を始め、大学教育の質保証等の観点から求められる認証評価制度の改善を図るために必要な省令改正を行うものである。
- なお、評価の実態・効果や評価を受ける大学等の関係者のニーズ等を踏まえつつ、制度以外の評価の充実のための取組も含め、認証評価制度全体の在り方については引き続き検討を行うこととする。

II. 細目省令の改正により改善が可能と考えられる事項

（1）学修成果や内部質保証を重視した評価の在り方

教育研究環境を重視した評価から、教育研究活動の状況や学修成果、内部質保証（各大学における成果把握とそれによる改善等）を重視した評価への発展を促進する。

<方向性>

各認証評価機関では第 2 サイクル（平成 23 年度～）にあたり、評価項目に学修成果や内部質保証といった観点を導入しているところであるが、これらを大学評価基準の共通の項目に位置づける。

【参考】認証評価機関が評価を行う際の共通の評価項目（細目省令）

- ①教育研究上の基本となる組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥教育研究活動等の情報公開、⑦財務、⑧その他教育研究活動等

（2）評価結果を改善につなげる仕組み

評価結果のフォローアップなど、評価結果を各大学の具体的な教育活動の改善につなげるための仕組みの整備を図る。

<方向性>

各認証評価機関では、評価において改善すべき点として指摘した事項については、一定期間経過後に改善の進捗状況を確認する取組を実施しているが、こういった評価結果のフォローアップの仕組みを備えることを認証評価機関の認証の要件として位置づける。

(3) 評価における社会との関係の強化

認証評価の社会的認知度を高めるとともに、高等学校関係者をはじめ幅広い関係者の声を評価に反映するための仕組みの構築を図る。

<方向性>

認証評価機関の共通の取組として、評価にあたって、高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の意見を聞くことを位置づける。

(4) 評価の質の向上に関する取組

認証評価の質の向上を図るための取組を促進する。

<方向性>

認証評価機関は、認証評価の適格な実施を確保するため、大学評価に関する調査研究等をはじめとして、評価の質の向上に向けた取組を継続的に実施することを位置づける。

(5) 入学者選抜の適切な実施の促進

高大接続の議論を踏まえ、大学入学者選抜の改革を促進する。

<方向性>

入学者選抜に関する評価を大学評価基準の共通の項目に位置づける。

Ⅲ. 運用により改善が可能と考えられる事項

(1) 認証評価機関の取組の情報発信

認証評価機関においては、各大学が改革に取り組む際の参考となるよう、認証評価を通して把握した各大学の特色ある教育研究の取組などを積極的に情報発信するとともに、認証評価制度についての社会的認識を高めるため、認証評価機関の活動全体について周知に努める必要がある。

(2) 評価の効率化

大学は複数の評価に対応する必要があり、「評価疲れ」が指摘されているところである。評価を受ける際の大学の負担を軽減するため、各認証評価機関は、公表資料や既存資料の活用等により、評価業務の効率化のための方策を検討・実施していくことが求められる。

なお、大学ポートレートデータの活用や国立大学法人評価との連携などについては、引き続き検討を行う。

IV. 法令改正も含めて引き続き検討が必要な事項

○機能別分化の進展に対応した評価の推進

各認証評価機関では、共通的に評価すべき内容に加えて、各大学の特色ある教育研究に関しても評価を実施しているところであるが、このような評価を実施した場合の共通の評価項目の扱い（簡素化等）も含め、機能別分化の進展に対応した評価の在り方について検討。

【参考】各認証評価機関の実施する大学の多様性に対応した評価の取組

- ・大学評価・学位授与機構：大学機関別選択評価（研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況）
- ・日本高等教育評価機構：各大学の使命・目的に応じた独自基準による評価
- ・短期大学基準協会：選択的評価基準（教養教育、職業教育、地域貢献の取り組み）

○各大学の改革を支援するための評価の在り方（各大学が自ら掲げる目的・水準等に対する評価（達成度評価）の重視等）

○評価結果の活用の在り方（不適格判定を受けた場合の措置等）

○認証評価機関に対する評価の在り方（メタ評価、認証評価機関の定期的なレビュー等）

○認証評価のサイクルのついて（評価周期の見直し、優れた評価を受けた場合における次回評価の特例等）

(参考1)

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（答申）」

(平成24年8月28日中央教育審議会答申より該当箇所抜粋)

8. 今後の具体的な改革方策

①速やかに取り組むことが求められる事項

(大学)

(ア) 学長を中心として、副学長・学長補佐、学部長及び専門的な支援スタッフ等がチームを構成し、当該大学の学位授与の方針の下で、学生に求められる能力をプログラムとしての学士課程教育を通じていかに育成するかを明示すること、プログラムの中で個々の授業科目が能力育成のどの部分を担うかの認識を担当教員間の議論を通じて共有し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的な教育を展開すること、プログラム共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）に則（のっと）った成果の評価、その結果を踏まえたプログラムの改善・進化という一連の改革サイクルが機能する全学的な教学マネジメントの確立を図る。

学長を中心とするチームは、学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、学修の成果に係る評価等の基準について、改革サイクルの確立という観点から相互に関連付けた情報発信に努める。特に、成果の評価に当たっては、学修時間の把握といった学修行動調査やアセスメント・テスト（学修到達度調査）、ルーブリック、学修ポートフォリオ等、どのような具体的な測定手法を用いたかを併せて明確にする。

(大学支援組織)

(エ) 大学評価の改善については、各認証評価機関の内部質保証を重視する動きを踏まえ、全学的な教学マネジメントの下で改革サイクルが確立しているかどうかなど、学修成果を重視した認証評価が行われることが重要である。また、それぞれの大学の特徴がより明確に把握できる客観的な指標の開発、大学がその機能を踏まえて重点を置いている教育活動や研究活動に着目した評価、後述するようにインターンシップ等で積極的に連携することが求められている地域社会や企業等の多様なステークホルダーの意見の活用、評価に関する業務の効率化を図ることなども重要である。これに関連して、文部科学省において、国際教育連携プログラムの評価や海外の大学との学位授与に関する連携の仕組みの在り方についても検討を進める。

(参考2)

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、
大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（案）」

(平成26年11月20日第95回中央教育審議会総会資料より該当箇所抜粋)

2. 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた改革の方向性

(3) 大学教育の質的転換の断行

認証評価制度についても、教育環境等の外形を中心にした現在の評価方法から、学生の学修成果や各大学における成果把握と転換の取組(内部質保証)といった、成果を重視した評価に改善することが必要である。

3. 改革を実現するための具体策(「高大接続改革実行プラン(仮称)」の策定)

< 高大接続改革の実現に向けた、具体策とスケジュールの骨子 >

① 各大学における個別選抜改革と教育の質的転換を実現するための、実効的な政策手段

国は、下記のような各大学が取り組むことが求められる事項について、どのような手段(法令改正、大学入学者選抜実施要項の見直し、評価、支援策)によってこれらの取組を促進するかを明らかにした上で、具体的な取組を推進することが必要である。

(各大学が取り組むことが求められる事項)

- ・アドミッション・ポリシーの明確化
- ・個別選抜の改革(学力の三要素を踏まえた学力評価の実施、多元的な評価の推進等)
- ・「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の活用
- ・高等学校の学習成果の適切な評価
- ・特定分野において卓越した能力を有する者や多様な背景を持った学生に対する適切な評価
- ・入学者の追跡調査等による、選抜方法の妥当性・信頼性の検証
- ・評価方法の工夫改善、評価に関する専門的人材の育成・活用
- ・アドミッション・オフィスの強化をはじめとする入学者選抜実施体制の整備

(法令改正)

各大学における個別選抜改革を推進するためには、各大学の入学者選抜の設計図であるアドミッション・ポリシーの充実が不可欠であり、各大学においては、それぞれの強み、特色や社会的役割に応じたアドミッション・ポリシーが策定されることが必要である。このため、国は、各大学におけるアドミッション・ポリシーの策定について法令上位置付けるよう検討すること。

その際、各大学においては、大学教育を通じて学生にどのような力を身に付けさせて卒業させるか、そのためにどのような教育を実施するか、教

育を実施するに当たってどのような学生を受け入れるのかという一貫した観点から、アドミッション・ポリシーと合わせて、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を策定することが必要であることから、これらの一体的な策定を法令上位置付けるよう検討すること。

また、各大学の個別選抜改革の取組に対する評価が適切に行われることも必要であることから、国は、法令で定められている認証評価の評価項目に入学者選抜を明記するよう検討すること。

(中略)

(評価)

前述のとおり認証評価における入学者選抜の評価を法令上位置付けた上で、認証評価における具体の取組を充実することが必要である。

このため、国は、認証評価機関と連携して、認証評価機関における見直し後の大学入学選抜実施要項を踏まえた入学選抜に関する評価の基準の見直しなど、新たなルールの遵守状況の適切な評価に取り組むこと。

さらに、ルールの遵守状況の評価のみならず、アドミッション・ポリシーと選抜方法との整合性や個別選抜の工夫改善の取組状況に対する評価等、各大学の独自の改革を促す評価の在り方についても検討すること。

また、国は、各大学の取組状況が広く社会においても共有・評価されるよう、本答申の趣旨を踏まえた具体的内容を反映させた大学ポートレートなどを通じ、情報公開の促進に取り組むこと。

認証評価関機関連法令

○学校教育法（抄）

第110条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

- ② 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
 - 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
 - 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
 - 三 第4項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
 - 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。
 - 五 次条第2項の規定により認証を取り消され、その取消の日から2年を経過しない法人でないこと。
 - 六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③ 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。
- ④ 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。
- ⑤ 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- ⑥ 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第111条 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあると認めるときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

- ② 文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第2項及び第3項の規定に適合しなくなったと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによってもなお改善されないときは、その認証を取り消すことができる。
- ③ 文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

○学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

(法第110条第2項各号を適用するに際して必要な細目)

第1条 学校教育法（以下「法」という。）第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第1号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）に、それぞれ適合していること。
 - 二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
 - 三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
 - 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第109条第2項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第1号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
- 一 教育研究上の基本となる組織に関すること。
 - 二 教員組織に関すること。
 - 三 教育課程に関すること。
 - 四 施設及び設備に関すること。
 - 五 事務組織に関すること。
 - 六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - 六 財務に関すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
- 3 第1項に定めるもののほか、法第109条第3項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第1号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
- 一 教員組織に関すること。
 - 二 教育課程に関すること。
 - 三 施設及び設備に関すること。
 - 四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。
- 第2条 法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第2号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第109条第3項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験

- を有する者が認証評価の業務に従事していること。
- 二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
- 三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
- 四 法第109条第2項の認証評価の業務及び同条第3項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
- 五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第109条第2項の認証評価の業務及び同条第3項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第3条 法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第6号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第169条第1項第1号から第8号までに規定する事項を公表することとしていること。
 - 二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。
 - 三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第109条第3項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第6号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

（法科大学院に係る法第110条第2項各号を適用するに際して必要な細目）

第4条 第1条第1項及び第3項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第18条第1項に規定する法科大学院（次項において単に「法科大学院」という。）の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第1号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、第1条第3項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。
 - ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保に関すること。
 - ハ 教員組織に関すること。
 - ニ 在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること。
 - ホ 教育課程の編成に関すること。
 - ヘ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること。
 - ト 授業の方法に関すること。

- チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。
 - リ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること。
 - ヌ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。
 - ル 専門職大学院設置基準第25条第1項に規定する法学既修者の認定に関すること。
 - ロ 教育上必要な施設及び設備（ワに掲げるものを除く。）に関すること。
 - リ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること。
- 二 評価方法が、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）第5条第2項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。
- 2 第2条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第2号に関するものは、法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していることとする。